

○香川県警察における警察官の服制に関する訓令

昭和 49 年 4 月 1 日

警察本部訓令第 14 号

改正 昭和 57 年 10 月 1 日本部訓令第 15 号、昭和 62 年 8 月 1 日本部訓令第 15 号、平成 2 年 5 月 31 日本部訓令第 10 号、平成 2 年 10 月 31 日本部訓令第 17 号、平成 6 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号、平成 6 年 10 月 31 日本部訓令第 17 号、平成 11 年 4 月 1 日本部訓令第 2 号、平成 18 年 3 月 23 日本部訓令第 6 号、平成 25 年 3 月 5 日本部訓令第 3 号、平成 27 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、平成 27 年 7 月 21 日本部訓令第 23 号、令和 2 年 3 月 11 日本部訓令第 3 号、令和 5 年 2 月 10 日本部訓令第 3 号、令和 6 年 2 月 19 日本部訓令第 2 号

香川県警察における警察官の服制及び服装に関する訓令の全部を改正する訓令を次のように定める。

香川県警察における警察官の服制に関する訓令

香川県警察における警察官の服制及び服装に関する訓令(昭和 32 年県本部訓令第 10 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察官の服制に関する規則(昭和 31 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)その他別に定めるもののほか、香川県警察における警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手袋)

第 2 条 手袋は、次の場合に着用するものとする。

- (1) 儀式、祭典、申告、その他儀礼的な場合
- (2) 警衛及び交通整理に従事する場合
- (3) その他所属長が特に指示する場合

第 3 条 削除

(雨衣、帽子雨おおい)

第 4 条 雨衣の色は、紺色又は白色とし、型式は第 1 種又は第 2 種のものを用いることとする。

2 雨衣、帽子雨おおいは、雨雪その他勤務上必要がある場合に着用することができる。

第 5 条 削除

(着用期間の変更)

第 6 条 制服等の着用期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。ただし、気候等の状況により期間を変更する必要があると認められる場合には別に指示する。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	11月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
---	------------------------

夏服、夏帽子及び夏活動帽子	5月1日から10月31日まで
---------------	----------------

(活動服等の着用)

第7条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

2 警察官は、冬服又は合服を着用する場合において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等での公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

(特殊被服)

第8条 香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年香川県条例第28号）第4条の規定により、香川県警察本部長が警察官に貸与する特殊被服は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 検視業務に専従する警察官 別表第1
- (2) 鑑識活動に専従する警察官 別表第2
- (3) 交通警察官（交通機動隊員、高速道路交通警察隊員及び自動二輪車である交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官（以下「白バイ専務員」という。）（以下「交通機動隊員等」と総称する。）を除く。） 別表第3
- (4) 交通捜査に専従する警察官 別表第4
- (5) 交通機動隊員等 別表第4の2
- (6) 航空隊員 別表第5
- (7) 音楽隊員 別表第6
- (8) 災害警備その他災害対策に従事する警察官 別表第7

2 前項に定めるもののほか、交通警察官以外の警察官が交通事故の処理、交通整理及び

交通取締りに専従する場合は、所属長の指示により別表第3に定める交通警察官の服装の全部又は一部を用いることができる。

3 警察官の礼服については、別に定めるところによる。

(交通機動隊員等の服装)

第8条の2 交通機動隊員等は、交通乗車服、乗車用ヘルメット、マフラー（白バイ専務員に限る。以下この項において同じ。）、ワイシャツ、ネクタイ、乗車靴、帯革、階級章及び識別章を着用又は装着しなければならない。ただし、所属長が職務上必要がないと認めたときは、乗車用ヘルメット、マフラー、ワイシャツ又はネクタイを着用しないことができる。

2 交通機動隊員等は、前項ただし書の規定により乗車用ヘルメットを着用しない場合は、制帽又は活動帽を着用するものとする。ただし、所属長が職務上支障があると認めたときは、この限りではない。

3 交通機動隊員等の交通乗車服、ワイシャツ及びネクタイの着用期間は、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号）第2条第1項に規定する期間とする。ただし、気候等の状況により期間を変更する必要があると認められる場合には別に指示する。

(私服の着用)

第9条 規則第8条の規定により勤務中に私服を着用することができる警察官は、次に掲げる警察官とする。

(1) 香川県警察本部の警務部、生活安全部、刑事部又は警備部の所属（警務部留置管理課、生活安全部地域課及び通信指令課並びに警備部機動隊を除く。）に勤務する警察官

(2) 警察署の生活安全課、生活安全・刑事課、刑事課、刑事第一課、刑事第二課又は警備課若しくは警備係に勤務する警察官

(3) 前2号に掲げる警察官のほか、勤務の性質又は傷病等やむを得ない事情により所属長が私服の着用を認めた警察官

(その他)

第10条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年8月1日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（平成2年5月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 31 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 31 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日本部訓令第 6 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（香川県警察における警察官の服制に関する訓令の一部改正）

2 香川県警察における警察官の服制に関する訓令（昭和 49 年香川県警察本部訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 25 年 3 月 5 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日本部訓令第 23 号）

この訓令は、平成 27 年 7 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 10 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 19 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

（別表及び別図 省略）